

「石綿による健康被害に係る医学的事項に関する検討会」開催要綱

1 開催目的

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）において、同法の施行後5年以内に、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うこととされている。

この一環として、石綿による健康影響に係る医学的事項について、専門的見地から検討を行うため、本検討会を開催する。

2 主な検討事項

- (1) 指定疾病について
- (2) 非腫瘍性石綿関連疾患について
- (3) その他関連する医学的事項について

3 構成

- (1) 本検討会は、環境保健部長が招集するメンバーで構成する。
- (2) メンバーの互選により座長を置き、座長は本検討会を総括するものとする。
- (3) 本検討会には、必要に応じ、メンバー以外の者を参加させることができるものとする。

4 その他

- (1) 検討会は公開を原則とする。（ただし、公開することにより公正かつ中立な検討に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合及び個別症例を取り扱う場合は非公開とする。）
- (2) 検討会運営に関する庶務は、環境省総合環境政策局環境保健部企画課石綿健康被害対策室において行う。

附則 本要綱は、平成20年9月25日から施行する。

< メンバー >

- | | | |
|----|-----|------------------------------------|
| 審良 | 正則 | 独立行政法人国立病院機構
近畿中央胸部疾患センター放射線科部長 |
| 石川 | 雄一 | 財団法人癌研究会癌研究所病理部長 |
| 井内 | 康輝 | 広島大学大学院医歯薬学総合研究科教授 |
| 岸本 | 卓巳 | 独立行政法人労働者健康福祉機構
岡山労災病院副院長 |
| 神山 | 宣彦 | 東洋大学経済学部教授 |
| 酒井 | 文和 | 埼玉医科大学国際医療センター放射線科教授 |
| 坂谷 | 光則 | 独立行政法人国立病院機構
近畿中央胸部疾患センター院長 |
| 三浦 | 溥太郎 | 社団法人地域医療振興協会
横須賀市立うわまち病院副院長 |
| 森永 | 謙二 | 前独立行政法人労働安全衛生総合研究所
特任部長 |